

第 2 2 回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成 2 3 年 2 月 1 7 日 (木) 1 3 : 5 8 ~ 1 4 : 5 3
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊分科会長代理、石川委員、大隈委員、沼尾委員
4. 議事次第 : (1) 開 会
(2) 平成 2 2 年度業務実績について
① 評価基準について
② 総合評価表(平成 2 2 年度業務実績)について
③ 項目別評価表(平成 2 2 年度業務実績)について
(3) 報告事項について
(4) 今後の進め方等
(5) 閉 会

○上野分科会長 まだ 2 時少し前ですけれども、皆さんお揃いのようなので、ただいまより「第 2 2 回北方領土問題対策協会分科会」を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立しているということを確認いたしました。

当分科会の委員、また、親委員会の委員長も務めておられました大森委員が、今月の 1 4 日をもちまして任期満了となりまして交代することになりましたので、本分科会では新たに沼尾委員に就任していただくことになりましたので、沼尾先生、一言お願いいたします。

○沼尾委員 はじめまして、日本大学の沼尾と申します。よろしくお願いいたします。

私は専門が地方財政でございまして、たまたま、いわゆる条件不利地域のことを調査・研究しているものですから、今回、その関連もあって、このような形で北方領土問題対策協会の分科会の方に入れていただいたのかと思っております。

ただ、制度そのものはこれから勉強させていただくところもございませぬ。微力ながら精一杯努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○上野分科会長 よろしく申し上げます。

それでは、まず最初に、北対協の間瀬理事長から申し上げます。

○**間瀬理事長** 理事長の間瀬でございます。分科会の委員の先生方には、日ごろから当協会の運営に御指導、御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度も残すところ1か月半となりましたが、当協会の事業はおかげさまで特に大きな問題もなく、年度計画どおり順調に進んでいることを、まずもって御報告申し上げます。

昨年は第二次世界大戦終結の65周年という節目の年ということもありまして、ロシア側が択捉島で軍事演習をいたしましたり、9月2日を第二次世界大戦終結記念の日と法律で定めたり、11月には大統領が国後島訪問をしたり、対日参戦と不法占拠を正当化するためのさまざまな揺さぶりをかけてきましたので、元島民はもとより、我々運動関係者も怒りと焦燥感、若干の無力感が強まった年でございます。

そうした中で昨年末に示されました政府の平成23年度の北方領土関係の予算案は厳しい財政状況にもかかわらず、大幅な増加をしていただきました。これは北方領土問題解決に向けての国の強い意思表示であるということで、元島民、我々運動関係者は大変力づけられているところでございます。

北方領土問題の解決に向けての明るい道筋というのは、残念ながら未だに見えてこないわけでございますが、昨年9月の尖閣諸島における、中国漁船が我が国の巡視船に体当たりをするという事件以来、ともすれば国境の存在さえも普段忘れていたのではないかと思われるような、我が国の一般国民の間にも外交の冷徹さと、領土問題の重要性が改めて認識されてきております。当協会といたしましては、ロシアの様々な揺さぶりに一喜一憂することなく、国民世論をしっかりと盛り上げて、国の外交を後押ししていきたいと思っておりますので、委員の先生方におかれましても、引き続き当協会の事業に御指導、御支援をいただきたいと思っております。

どうぞひとつ、よろしく願いいたします。

○**上野分科会長** ありがとうございます。

なかなか厳しい状況で、最近北方領土関係のニュースが多いので、関心も高まってきていると思います。それはそれとして、粛々と本日は議事進行をしたいと思っております。

最初に、平成22年度事業の評価について、資料1がお手元にあるかと思いますが、各事業年度の業務の実績に関する評価基準に従って進めていってよろしいか確認したいと思います。

次に、お手元の資料2の総合評価表(案)、資料3の項目別評価表(案)

を用いて評価を実施することとしてよいかということについて、お諮りいたします。この総合評価表と項目別評価表については、項目別評価表は平成 22 事業年度計画を基に作成されておりました、両評価表とも整理合理化計画、平成 21 年度評価の際にいただいた北対協分科会の意見、それから、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等々を踏まえて、昨年使用したものと評価基準等に変更が加えられております。

事務局の方から変更内容について、簡単に説明を受けた後で、我々から意見を申し上げるという形で審議したいと思っております。

続いて、北対協の方から 4 月に一部を改定する予定となっております業務方法書及び平成 23 年度長期借入金・償還計画について説明を受けたいと思っております。資料 4 が業務方法書、資料 5 が長期借入金・償還計画となっております。

こちらについては先般 2 月 10 日に行われた内閣府独立行政法人評価委員会の方で説明がありましたとおり、3 月に持回りで評価委員会の意見を聞くということが予定されているものです。

業務方法書の変更内容については財務省と現在調整中ということですので、本日は変更の方向性について報告していただきたいと思っております。

一番最後に、事務局から今後の予定の説明を受けて閉会ということにしたいと思っております。こういった議事の進行でやりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、早速ですけれども、資料 1 の評価基準について、昨年からの変更はありませんけれども御覧いただいて、これで評価を行ってよろしいかということです。

「Ⅰ．評価の目的」「Ⅱ．評価の方法等」の「2 項目別評価」のところです。定量的な指標が設定されている場合ということで、A～D と基準が出ております。

それから、当分科会で協議して A～D で評価するというところで、それぞれについての中身の説明といいますか、そこが①と②で若干違うということで、これは例年どおりなんです、実は先般の親委員会の方で、この評価の仕方について、A～D の中身の問題ですが、例えば②の方ですと「A：満足のいく実施状況」とか「B：ほぼ満足のいく実施状況」という形になっているわけですけれども、見直すというか、これで良ければこれでいくということですが、今、他の役所の管轄の独法との横並びでどうなっているのかということとをいろいろと比較対照して、議論を先般行ったところですが、とりあえず、当面こういう形で、これ

までどおりでよろしければと思いますが、これについてはいかがですか。
(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、資料1に基づいて、前年度と同様の評価の仕方でやっていくということにします。

次に評価表です。資料2の総合評価表について事務局の方から、若干前年度と違うところがございますので、御説明をいただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○田原係長 では、資料2を御覧ください。総合評価表につきましては、こちらは中期計画の各項目につきまして、先生方に評価を記入していただくという仕組みのものでございます。

こちらのつくりですけれども、評価項目という欄が左側にございまして、この評価項目の欄は中期計画の各項目を挙げているものでございます。こちらの様式は昨年のもので内容は変わりません。ただ、内容としましては、先ほど分科会長からもお話がありましたとおり、2項目追加をしております。

裏のページですけれども、こちらは昨年の5月に政策評価独立行政法人評価委員会から出されました「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」という資料、本日、参考3としてお配りをしてございますけれども、こちらにおいて、従来は無かった様々な評価事項が加わっておりまして、昨年の平成21年度の業務実績評価の際にもこれに合わせて御対応いただいたところですので、今回の評価表の改定に当たっては、この総合評価表と、後ほど御説明する年度計画の内容に対応している項目別評価表の二つで、これらの新しい追加的な評価事項にも対応できるように改定をしております。

資料3の項目別評価表につきましては、後ほど御説明しますが、年度計画に沿った評価の枠内で、新たな評価事項に対応して新たに項目立てを行っております。

こちらの資料2の総合評価表におきましては、項目別評価表に盛り込めなかった事項について項目立てをいたしました。それがこの裏側の赤字の2つですけれども、これは従来ありました「Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価」という欄のところを2つ小分けをしまして、一つが「1. 保有資産の管理・運用等について」、もう一つが「2. 関連法人について」というものを追加いたしました。こちらの評価の際には、これらの点について必ず評価をしていただくことをお願いいたします。

総合評価表については、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

新たに追加された部分も含めまして、何か御質問、御意見などはありませんでしょうか。

○田原係長 資料3につきましてはこれから御説明しますので。

○上野分科会長 よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、この資料2の総合評価表に基づいてやっていきたいと思えます。

続いて項目別評価表、資料3になりますが、こちらの方の説明をお願いいたします。

○田原係長 では、資料3を御覧ください。先ほど申しましたとおり、項目別評価表というのは年度計画の各項目に沿って評価をいただくものでございます。

一番左が中期計画。その隣に左から順に、平成22年事業年度の年度計画の内容、評価指標、評価基準とありまして、7月に北対協が実績や自己評価を書く欄、そして、委員の皆様へ評価を記入していただく欄というふうに並んでおります。

表の色分けですけれども、評価指標や評価基準について、昨年度から変更した部分分かるように、その部分は黄色で示しております。

それでは、評価指標、評価基準について変更を行った点につきまして順に見てまいりますと、6ページ目は年度計画において、平成22年度末に常勤職員を1名削減するという内容が盛り込まれております。こちらは中期計画に基づくものですが、それが盛り込まれておりますので、常勤職員を1名削減したかどうかという評価項目が加わっております。

次に2～3ページですけれども、こちらは契約関係の評価事項でございます。こちらは従来「契約における一般競争入札等の採用」というところと、その下のところに黄色で「一者応札の原因分析及び縮減に向けた取組」というのがあったわけなんですけれども、契約全体につきましては、平成21年11月に閣議決定されました「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」という閣議決定がございまして、本日は参考4-1として入れておりますけれども、こちらに基づいて北対協の契約の点検・見直しということで、各独法共通なんですけど、契約監視委員会というのを設けて、随意契約等の見直し計画というのを策定しております。

こちらは昨年の4月に策定されましたので、それに沿ってしっかりと

見直しがされているかどうかという評価内容に変更しております。それが2ページ目の一番上の赤文字の部分でございます。

次に3ページ目に移りますけれども、こちらは内部統制の部分でございます。これは先ほども申しました昨年5月に政策評価独立行政法人評価委員会の示した指針の中で、内部統制の状況について詳細な評価を行うよう求められておりますので、参考3で示されている内容に沿って評価項目を大幅に増やしております。こちらの方に「法人の長のマネジメント等の取組」ということで、さまざまな基準を設けました。

続きまして4ページに移っていただきますと、こちらは年度計画において、ここで国民世論の啓発に関係するところですが、これらの事業の実施による効果をきちんと指標を設けて、適切に把握するよう努めるとともに、効果を把握するための指標についても検討するという内容が年度計画で新たに盛り込まれておりますので、それに対応する指標ということで、黄色の部分ですが「事業の実施による効果の把握と指標の検討状況」、評価基準としては「啓発事業の実施による効果を適切に把握したか。事業の効果を把握するための指標について検討を行ったか」という評価基準を設けました。

続きまして5ページ目でございますが、まず「啓発施設の有効利用」という箇所、こちらは元々「保有資産の有効利用」と書いてありました。中期計画においては確かに保有資産の有効利用の観点から、啓発施設を云々とあるわけですが、そもそも北対協の保有資産というのは啓発施設のみではありませんので、ここは「啓発施設の有効利用」ということで修正をいたしました。

その下の黄色のところ「意見の反映状況」という指標でございますが、こちらは従来、意見箱に入れられた意見はどのように反映されたかという評価基準を設けておりましたが、年度計画の方でより詳しく「意見箱に入れられた意見の内容を集約し、施設の一層の有効活用に向けて検討を行ったか」と書かれており、こういう具体的なアクションを求める内容となっておりますので、それを踏まえて評価基準の方もこの赤文字の、「意見箱に入れられた意見の内容を集約し、施設の一層の有効活用に向けて検討を行ったか」という基準に変更しております。

その下の「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」という部分ですが、こちらは「研修の内容・方法」ということで、こちらでも年度計画の内容に合わせて「前年度の各事業に対する意見等を踏まえ、プログラム内容の充実が図られたか」、そして「事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか」とい

う基準を新たに設けました。

続きまして6ページに移っていただきますと、今度は四島との交流事業の部分に関する事項に入ってきますが、こちらのロシア人の参加者に対するアンケートに関する記述については、これは昨年までは「関係当局との調整の上」というワンクッション置いた表現になっていたんですが、こちらは元々、それまでやっていなかったロシア人へのアンケートということをやるので、そういうワンクッション置いたような表現だったんですけども、現状においては必ずしも必要ではなく、逆にこの言葉が入っていると関係当局と調整をしなければならないようになってしまいますので、削除いたしました。

次の7ページですけれども、こちらは日本語講師派遣の関係でございます。日本語講師の派遣の関係につきましては、年度計画の中で「実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする」という文言が盛り込まれております。これを踏まえ、そのとおり行ったかということで、「日本語講師派遣のカリキュラム内容」という評価指標について、「昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ、カリキュラムの改善を行ったか」という評価基準を設けております。

続きまして8ページでございます。こちらは調査研究の部分ですけれども、これは特段年度計画には変更はなく、これまでどおりの内容となっております。ただ、年度計画には従来から成果をホームページ等で公開すると書いておまして、こちらについては昨年末の21年度の事業実績の評価の中で、分科会の皆様から、収集された現地情報のホームページにおける公開のさらなる促進が期待されるといったコメントをいただきましたので、「調査研究の内容をきちんと公表しているかどうか」という部分を、きちんと評価するという観点から、評価基準を「適切なテーマを選定し、調査研究を行うとともに、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表したか」という具体的な内容に変更しております。

次に、その下でございますが「元島民等の援護」という項目に入ります。こちらの「北方地域元居住者研修・交流会」の開催状況及び効果に関するところなんですが、これは昨年までは「適切な支援をしたか」という評価基準だったんですけども、元居住者の研修・交流会というのはそもそも北対協が主催でやっておりますもので、従来の内容が実態とちよとずれた表現になっておりましたので、適切な表現に修正をいたしました。

続きまして9ページですけれども、北対協の融資事業の関係に入っ

まいります。年度計画にありますとおり、こちらはリスク管理債権を 20 年度末の平均比率の 2.96 以下に抑制すると年度計画ありますので、評価基準もそれに合わせて数字を修正しております。

続きまして、次の 10 ページに移りますと、融資事業の関係の続きでして「個人情報の取扱いに関する通信講座の受講」ということが年度計画に盛り込まれましたので、それに対応して新たな評価指標、評価基準を設けております。

また、年度計画の方で、「多様な資金事業の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な貸付計画の策定に向けた検討を行う」という内容が年度計画に入っておりますので、それに対応して新たな評価指標、評価基準を設けております。

最後、11 ページですが、北方領土啓発施設については 22 年度で完結する施設整備事業を行ってございましたので、こちらは計画どおり、22 年度の事業を実施したのかどうかという評価をいただきたいということで修正をしております。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

項目別評価表について、御意見、御質問は何かございますでしょうか。どうぞ。

○大隈委員 1つ教えていただきたいんですけども、総合評価の方で、先ほどの 2 ページ目のところで「Ⅱ. その他業務実績等に関する評価」ということで右に 2 項目あるんですけども、項目別評価表でそれに対応するの箇所はどこになるのでしょうか。

○田原係長 この項目別評価というのは、どうしても年度計画に沿ってすべて組み込まれていますので、先ほど少しだけ御説明したんですが、要はここに盛り込めないような内容まで政独委の方で要求されていますので、そういう部分をここで補って、文書で評価をしていただくというお願いをしたいと思っております。

○大隈委員 全然出てこないんですか。

○田原係長 こちらは登場しない内容になります。ですので、7月の評価の際などに北対協の方からこれに関する資料は出していただいて、それを踏まえて皆様に御評価いただくという内容にしたいと思っております。

○大隈委員 わかりました。

○上野分科会長 ほかに何か御質問、御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○大隈委員 3 ページ目の「法人の長のマネジメント等の取組」のどこ

ろで、右の評価基準のところ新たにいろいろと書かれていると思うんですけども、この内容というのは何かに基づいているのでしょうか。

○田原係長 こちらにつきましては、参考3として付けております政策評価・独立行政法人評価委員会が出しました文書、こちらの4ページ目になりますが、『6内部統制』について」というところで「法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する」とされており、項目が幾つか並んでおりますので、この内容に沿って項目別評価表に盛り込んでおります。

○大隈委員 ありがとうございます。

○上野分科会長 そのほかに何かございますでしょうか。

○渡邊委員 6ページの「(2) 北方四島との交流事業」は、要するにロシア人についてのアンケートですね。参考にお尋ねしますけれども、今までロシア人にいろいろ聞いて、ロシア人側もスムーズに回答なんかしてくれていたんですか。それとも、かなり抵抗があったんですか。

○間瀬理事長 アンケートに記入するということには別に抵抗というのはないんです。ただ、今年の代表者会議の提案の中に、ロシア人が書いたアンケートの結果を自分たち、ロシア側にも見せてくれという要望は出ております。

○渡邊委員 技術的に特に何か問題があるというわけではないですね。

○間瀬理事長 特にないと思います。

○上野分科会長 このアンケートについては、以前はロシア側にはしていなかったんです。それで、この委員会で、やはりロシア側にもした方がいいのではないかということで始めていただいた経緯があります。

その分、ロシア語で作らなければいけないでしょうから御面倒だとは思いますが、やはりそれなりの費用をかけてやっていることですから、ロシア側の考え方もフォローはしていった方がいいのかと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと私の方から。4ページ目の、新たに変わった「事業の実施による効果の把握と指標の検討状況」というところですが、評価基準が「啓発事業の実施による効果を適切に把握したか」となっているんですが、これでもいいような気はするんですが、これでAとかBとかというのは結構難しいのかという感じがしないでもないんです。もう少し具体的にできないかと先ほどから考えているんですが、なかなか難しいとは思っています。

すみません、先ほど御説明いただいたとは思いますが、事務局に確

認です。これはもともと、どういう経緯でこうなったんでしたでしょうか。

○田原係長 隣の年度計画のところの(1)、①の(ア)のところなんです。この2段落目のところです。今回、平成22年度の年度計画に「また、これらの事業の実施による効果を、この事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努める」と盛り込まれています。例えば、きちんとこういうアンケートなどを少なくとも実施して、それぞれの事業がやりっぱなしにならないようにという趣旨の内容でして、きちんとそういうアンケート等をとっているのかというのが、まず一つの報告すべき実績、評価すべき対象になると思います。

○上野分科会長 参加者数は数量的には明確に出る。参加者の反応状況というのは、参加者に対するアンケート調査等で、「良かった」とか「ためになった」とか、そういう反応ということで、これも大体わかります。事業内容の充実状況というのは、なかなか難しいかと思います。実施件数は件数ですので、これも数量的ですね。

それらを適切に把握するよう努め、適切に把握したとすればいいんです。数字で示せるものは数字できちんと把握し、示していれば、それで適切に把握したと評価できるわけです。これでいいですかね。

評価基準をつくるのに、何かもう少し具体的なことを盛り込みたい気もしないでもないんです。

○渡邊委員 効果の具体的な内容を掲げながら、評価しないと全般的に、よくやりました、よくできましたという評価ばかりになるかもしれない。参加者が少ない集会でも効果を上げることだってありますからね、人数だけですべてを評価することは出来ませんね。

○上野分科会長 この評価項目のところに挙がっている、例えば「指標を明示し」とか、そういうことを入れないといけないのかという気もします。実施件数、充実状況、参加者数、参加者の反応状況等の指標を明確に示し、把握できたかということですね。

数量的でないのはちょっと難しいかという気はするんです。実施件数と参加者数、参加者の反応状況はいいんですが、事業内容の実施状況というのは、うまくいったとかうまくいかないとか、そういうかなり抽象的な指標です。

実施状況というのはちょっと漠然としています。しかし、これは評価項目がこうなっているので、これはこれとして、そこをうまく評価基準の中に落とし込むとか入れ込むとか、そういう表現の仕方をし

ないと、ちょっと評価をしづらいかと思えます。

事務局の方で何かアイデアはありますか。

○田原係長 今、お話があったことを踏まえれば、各啓発事業について、例えば実施件数とか参加者数であるとか、そういう指標を把握したかということになりますでしょうか。

○上野分科会長 そうですね。

○田原係長 効果を適切に把握したかという曖昧な表現ではなくて、それぞれの事業について、具体的に参加者数であるとか反応状況であるとか、そういうものを把握したか。

○上野分科会長 そうですね。

○田原係長 北対協としてはそれぞれの事業についての、それぞれの取り得た指標を明示してお示しするという感じでしょうか。

○上野分科会長 ちょっとそこところは、私と事務局のところでやりとりをして、少し具体化をして指標、評価基準に入れ込むということにしようと思います。もうちょっと具体性があった方がいいと思います。

そこは私と事務局との間で、修文等についてやらせていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、そうさせていただきます。

ほかに何かございますか。よろしければ今、1点ございましたので、そこだけ詰めさせていただきますが、あとはこれでやりますということによろしいかと思えます。

それでは、次の業務方法書の一部変更の方向性について、北対協の方から御説明をお願いします。

○畠平上席専門官 それでは、貸付業務に関わります業務方法書の一部変更に関しまして、その方向性について説明させていただきます。

資料4の1ページをお開き願います。北対協融資制度の概要について若干載せておりますので、説明をさせていただきます。

昭和36年に成立いたしました「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、右の四角で囲んでおります融資資格者、(1)～(7)までございますが、これらの融資資格者は、終戦当時は19,500人ほどおりましたが、現在では8,527人まで減少しております。

これらの元居住者等に対しまして、真ん中の囲いにあります、事業及び生活に必要な各資金を低利で融通しております。年間の貸付額は14億円でございます。

この貸付原資でございますが、左の下の方の青い丸で囲んでおります。

国からいただいております基金 10 億円を市中金融機関に根担保として供出し、各機関からの長期借入により調達しているところでございます。

この貸付金と長期借入金との金利差等を、補助金として国からいただいております。

次に 2 ページでございますが、貸付金残高・長期借入金残高の推移をグラフで表したものでございます。上から、赤い線が貸付金の残高、青い線が長期借入金の残高、緑の線が住宅新築資金の残高の推移でございます。いずれもおおむね平成 18 年をピークに減少傾向にあることを示しております。

次に 3 ページには、過去 5 年間の年度別貸付決定状況表を載せております。平成 4 年に現行の貸付枠が 12 億円から 14 億円に引き上げられておりますが、平成 17 年に初めて貸付決定額が 10 億円を割っております。更に 19 年、20 年には 6 億円まで落ち込んでいるといった現状にございます。

こういった中、融資資格者、また関係機関からは、北対協の法の趣旨に十分に沿った制度から少しずつ乖離しているのではないかと御意見がございまして、適正な貸付限度額の改正を求められているところでございます。

また、平成 22 年 4 月には、「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」が改定されました。北対協の融資業務につきましては、多様な資金需要を的確に把握し、効果的に実施することが求められているところでございます。

このような状況の中、法対象者、関係機関からの要望をとりまとめたものを 4 ページにまとめてございます。①の漁業設備資金、②の農林設備資金、③の住宅新築資金の 3 資金につきまして、それぞれ適正な限度額の在り方についてまとめたものを現在、主務省及び財務省と協議させていただいているということでございますので、ここで御報告ということでお知らせさせていただきます。

また、毎年 4 月と 10 月の年 2 回、定期的に行っております貸付利率の変更につきましても、基準としている資金の直近月であります 3 月の利率が出そろいましたら、これに合わせて変更させていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

業務方法書の変更関係につきまして、以上で説明を終わらせていただきます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

これにつきまして御質問、御意見等、何かございますでしょうか。

○田原係長 事務局から補足ということで、今、御説明いただいた、例えば4ページ目の利用者からの各種要望などを踏まえて、限度額を定めておりますのが業務方法書でございますので、その業務方法書に定められております限度額を引き上げるというのを旨として、現在財務省と協議をしております、早ければ4月にも引き上げを行いたいということで調整をしておりますので、調整が整いましたら、先ほども御説明がございましたが、これでよろしいかということ、3月に持ち回りで評価委員会にお諮りをしたいというところでございます。

以上でございます。

○上野分科会長 おおむね倍ぐらいになるんですね。

○田原係長 そうですね。それぞれの資金は、例えば参考となる政策金融公庫の資金であるとか、あとは住宅であれば利用者の需要であるとか、そういうのを踏まえて、例えば漁業などは大体5,000～6,000万と倍ぐらいの額になりますし、住宅も3,000万程度ということで、額などについては、細かいところは今調整をしております。かなり大幅に増えるというところであります。

○沼尾委員 すみません。

○上野分科会長 どうぞ。

○沼尾委員 1点教えていただきたいのですが、市中銀行から北対協への貸付の金利と、北対協から融資資格者への貸付の金利の金利差というのは、どのくらいなのかというのを教えてください。

○畠平上席専門官 この後に長期借入金で若干説明いたしますけれども、長期借入金は長期プライムレートと同率になってございます。

貸付利率の方は資金によりまして0～3%までいろいろございまして、おおむね借入よりも下回るということで、その差額を大体0.3から0.9ぐらい利子補給という形でいただいているところですが、その年によって違います。

○沼尾委員 ありがとうございます。

○上野分科会長 ほかに何かございませんか。

それでは、これについては、先ほど事務局の方からも御説明がありましたけれども、3月に持ち回りで独立行政法人評価委員会に意見を聞くということが予定されております。

それでは、今ちょっとお話に出ましたけれども、23年度長期借入金償還計画について、北対協の方から説明をお願いします。

○畠平上席専門官 それでは、資料5を御覧になっていただきたいと思っております。北対協の長期借入金及び償還計画について御説明をさせていた

だきます。

「1. 借入を必要とする理由」でございますが、法対象者に対して生活に必要な資金、また、事業に必要な資金の貸付財源に充てるためでございます。14億円が貸付枠でございますが、この14億円を貸し付けるために、長期借入金は総額で16億2,040万円必要になっております。

この内訳でございますが、基金10億円を担保に入れて借入をしております有担扱いでございますが、これが2億5,040万円。無担扱いでございますが、13億7,000万円でございます。借入予定先でございますが、ごらんの北洋銀行などの5行から借入をいたします。

借入利率でございますが、有担保につきましては預入利率プラス0.5%。

無担扱いにつきましては、先ほど説明いたしました、みずほコーポレート長期プライムレートと同率となっております。

実際の借入利率は、23年度につきましては、来年明けまして3月に一括借入をしますのです、その当時のレートになります。

「5. 借入金の償還の方法及び期限」でございますが、償還方法は年賦元金均等償還。償還期限は借入日の翌日から起算して7年。7回で返します。利率でございますが、支払方法は6か月ごとの後払い。年2回支払いいたします。期限は元金と同じく7年でございます。

次に2ページ目でございますが、償還計画でございます。

1. の下の表を御覧になっていただきたいと思いますと思いますが、22年度末の長期借入の残高見込でございますが、45億5,160万円。これに今回の23年度分の増減でございますが、新規借入予定額が16億2,040万円。償還予定額が11億9,270万円。23事業年度末の残高見込は49億7,930万円を見込んでおります。

2. の償還の金額でございますが、7年で均等でございますので、24年度から2億3,150万円ずつを償還してまいります。30年度、7年目でございますが、これは調整を行いまして、23億1,040万円。合計16億2,040万円を償還するという計画でございます。

以上、雑駁でございますが、長期借入金と償還計画の説明とさせていただきます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

○沼尾委員 すみません。基本的なことで大変恐縮なんですけれども、14億円の貸付枠について、借入金の額と乖離している部分というのは、どういう扱いになるんですか。

○畠平上席専門官 これは先に御説明するべきだったと思いますけれど

も、貸付金の平均回収年数というのが7年で回っていると、こういうことではないんですが、どうしても長期の部分、特に住宅新築資金が30年ということで、これが大きく出た年につきましては、平均回収年数が14年とかになってしまっていて、この分、長期借入金の返済が7年ということで、この辺で乖離していく。

実際に回収元金が、23年度の予想ですが、10億3,000万ほどを予想しております。それに対して、返済金でございますが、長期借入金の返済元金が12億6,000万。これで2億3,000万ほど乖離しますので、その分を長期借入金で手当しなければならないという状況になっております。

ただ、最近、新築資金の借入が落ちまして、去年辺りでちょうど7年と2か月ぐらいまで戻しておりますので、今後だんだん正常に戻るのかとは思っております。

○沼尾委員 わかりました。

○上野分科会長 そのほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

沼尾先生、何かございますか。

○沼尾委員 すみません。もう一点だけよろしいですか。

○上野分科会長 どうぞ。

○沼尾委員 申し訳ありません。この借入先というのは競争入札か何かで選定されているんですか。この明細というのを見ると、過去の分も複数の金融機関さんから借り入れられているようですけれども。

○畠平上席専門官 そもそも、この貸付財源というのは、基金10億円いただきまして、その果実から賄っていたんですが、だんだん枠が広がっていきまして、借入でもって財源を確保するという状況になってきました。

初めは3行さんをお願いしていたんですけれども、特殊法人から独法に移る際に、もうこれ以上の貸付はしないという金融機関さんも現れまして、実際のところ非常に調達に苦労しておりました。

そういった中で競争入札でやったらどうかという意見がございましたが、現実的には借入先を探す、確保するということが手が一杯でございました。

それから、資金の量も40~50億でございますので、これが何百億、何千億となればそういった銀行さんも現れると思うんですが、今のところ長期プライムレートで精一杯というところでございます。

○上野分科会長 よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 ありがとうございます。

こちらの方も業務方法書の一部変更と併せて、3月に持ち回りで内閣の独立行政法人評価委員会の意見を聞くということが予定されています。

それでは、最後に事務局から今後の予定について説明をお願いしたいと思います。

○久保田参事官 どうも、先生方、御議論をありがとうございました。

ただいま上野分科会長からございましたように、3月に先ほどの業務方法書の変更と長期借入金償還計画について、持ち回りで意見を伺いたいと考えております。

また、併せて農林水産省の独立行政法人評価委員会の水産分科会の方も3月に開催される予定になっておりますので、この際に業務方法書の変更と長期借入金償還計画について報告を行い、意見を伺う予定にしております。

それ以降でございますが、先ほど評価項目の評価表について御議論いただきましたが、平成22年度の業務実績につきまして御議論いただくため、7月と8月にそれぞれ分科会の開催を予定しております。

本日御議論いただきました評価表に基づいて、22年度の業務実績評価を行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

全体的なことで委員の方々、あるいは北対協の方から何か御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、本日予定されていた議題はこれで全て終了いたしましたので、これにて北対協分科会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。